

栃木市学校給食食物アレルギー事故再発防止取組方針

平成30年12月18日

栃木市教育委員会

目 次

1	食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針	1
(1)	栃木市立学校の給食に関する基本的な考え方及び対応方針	1
(2)	これまでの経緯	1
(3)	重点的な取組	2
2	スケジュール	4
資料	事故調査報告書	5

本取組方針の位置付け

栃木市教育委員会は、平成30年9月5日に大平西小学校で起きた学校給食食物アレルギー事故を受け、「大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会」（以下「事故調査委員会」という。）を設置するとともに、関係する業者と事故直後からいくつかの改善策に取り組んできました。

事故調査委員会では、関係者からの事情聴取を踏まえて、事故の原因究明及び再発防止に重点をおいて協議を行い、平成30年12月7日に事故調査報告書をまとめ、再発防止のための具体的かつ実現可能な提案を行いました。

栃木市教育委員会では、事故調査報告書の提出を受けて、食物アレルギーを持つ児童生徒及びその保護者の信頼回復はもとより、全ての児童生徒がクラスのみならず笑顔で楽しい給食の時間を過ごせるよう、安全でおいしい給食を提供するため、事故調査報告書の提言を基本に、食物アレルギー事故ゼロを目指し、「栃木市学校給食食物アレルギー事故再発防止取組方針」を策定しました。

今回の事故を教訓に、本取組方針に基づき、具体的かつ重点的な取組事項を定め、学校給食における食物アレルギー事故の再発防止に向けて、万全を期して参ります。

1 食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針

(1) 栃木市立学校の給食に関する基本的な考え方及び対応方針

栃木市教育委員会は、学校、保護者と一体となって、食物アレルギーを持つ児童生徒はもちろん、学校給食に関わる全員が心身ともに健康で安全な学校生活を送り、生涯にわたり健康な生活を営めることを目指し、食物アレルギー対応の給食を提供するとともに、アレルギー発症の未然防止に留意し、学校給食における食物アレルギー事故の再発防止に努めることとします。

(2) これまでの経過

平成30年9月5日に大平西小学校で起きた学校給食食物アレルギー事故を受け、栃木市教育委員会では、学識経験者（医科大学主任教授）と市職員（弁護士、保健師、管理栄養士など）で構成する「事故調査委員会」を設置し、事故発生の経緯や再発防止策などについて調査・検討を行いました。

平成30年12月7日にまとめた事故調査委員会の事故調査報告書では、事故は、アレルギー対応カレーとアレルギー非対応カレーを取り違えてピッキングするという単純なミスに端を発し、配送、検収、調理の各工程において、誰も商品の取り違いミスに気づかず、アレルギー非対応カレーを児童が食べたことによりアナフィラキシーを起こしたものであるが、事故の背景、要因として、特に、調理業者の常態化した人員不足と、それを見過ごした市の指導監督責任、職員の「学校給食における食物アレルギー対応指針」順守意識の欠如が挙げられ、安全な学校給食を提供するための組織体制の強化など、学校給食における食物アレルギー事故の再発防止に向けた提言が示されました。

(3) 重点的な取組

取組事項 1 安全な給食を提供する基盤づくり

ア 組織体制の強化

- (ア) 給食センターの運営状況を的確に把握するため、「給食センター所長連絡会議」を定期に開催し、課題等について情報の共有と対応の検討を行います。
- (イ) 食物アレルギー専門医、医師、学校長、養護教諭、栄養教諭、給食主任、消防職員、県職員、保護者、保育所・幼稚園所管課職員、学童保育所管課職員で構成する栃木市学校給食食物アレルギー対応調整会議を通して、意見、要望等を積極的に確認し、多職種連携・地域連携の強化を図ります。
- (ウ) 栃木市学校給食調理場整備基本計画に基づく施設整備や食物アレルギーを持つ児童生徒の増加に対応するため、必要な人員、予算の確保に努めます。

イ 学校給食事務書類の統一

詳細献立表など施設ごとに異なる文書様式の統一を図り、事務の効率化と負担の軽減に努めます。

ウ 原因食品の取扱いの統一

- (ア) 学校給食のカレーは、乳成分のないカレーを市の統一献立とします。
- (イ) 安全性の観点から、市の原因食品の取扱いについては、商品の原材料表示において確認が可能となっている１２品目（卵、乳、えび、かに、いか、オレンジ、牛肉、さけ、さば、鶏肉、豚肉、もも）に統一し、食物アレルギー対応を行います。

エ 最適な委託業者の選定

業務遂行に必要な手順、資格、人員、研修などを詳細に記載する業務委託仕様書を作成し、必要な予算の確保に努めます。

オ 委託業者への適正な指導監督

- (ア) 定期及び臨時の立ち入り検査を実施する等、指導監督の徹底を図ります。
- (イ) 委託業者の代表者を対象に食物アレルギー研修会を実施するとともに、代表者には所管する調理員等への伝達講習等を義務付けます。
- (ウ) 危機管理意識の向上を図るため、ヒヤリハット事例について、研修会等において、調理業務に携わる全ての職員が情報を共有できるように指導を徹底します。
- (エ) 業務の改善指導に応じない委託業者に対しては、履行保証又は契約解除による対策を適切に講じます。

取組事項 2 学校内における安全性の確保

ア 緊急時における対応

- (ア) 緊急時に備え、教職員の研修、訓練等の実施を徹底し、実践的な技能の習得に努めます。
- (イ) 万が一事故が起こった場合、直ちに適切な処置を行うとともに、遅滞なく教育長に報告することを徹底します。

イ エピペン®保管のルール統一

エピペン®を処方された児童生徒には、学校で1本保管することを原則とし、学校にエピペン®がないという状況を生じさせないようにします。

取組事項	項 目		2018 年	2019 年					2020 年		備考
			12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4 月		
安全な給食を提供する基盤づくり	組織体制の強化	給食センター所長連絡会議									12/7
		学校給食食物アレルギー対応調整会議									
		必要な人員、予算の確保									
	学校給食事務書類の統一										
	原因食品の取扱いの統一	カレー献立の市内統一									
		対応 1 2 品目の統一									
	最適な委託業者の選定										
	委託業者への適正な指導監督	立ち入り検査の実施									
		食物アレルギー研修会実施									9/17～
		ヒヤリハット事例の情報共有									
		履行保証等の対応措置									11/ 1
学校内における安全性の確保	緊急時における対応	教職員対象の研修、訓練の実施									
		速やかな教育長への第一報									
	エピペン®保管のルールの統一										



取組継続（充実）



実施（開始）

事 故 調 査 報 告 書

平成 3 0 年 1 2 月 7 日

大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	栃木市の学校給食の現状・・・・・・・・・・・・・	2
3	事故発生の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	事故結果の分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	改善策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
6	提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
7	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
資料1	大平西小学校の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
資料2	大平学校給食センターの状況・・・・・・・・・・・・・	20
資料3	本件事故の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
資料4	大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会委員名簿・・・・・・・・	27
資料5	大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会設置要領・・・・・・・・	28
資料6	大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会会議開催記録・・・・・・・・	29

1 はじめに

平成30年9月5日水曜日、栃木市立大平西小学校（以下「大平西小」ということがある。）において、乳製品のアレルギーのある6歳の女子児童（以下「本児童」という。）が、学校給食で乳の入ったカレーを食べた食物アレルギー事故（以下「本件事故」という。）が発生した。本児童は、本件事故によりアナフィラキシーを発症し、自治医科大学附属病院（以下「自治医大」という。）に救急搬送された。

栃木市教育委員会（以下「市」ということがある。）は、事故後、本件事故の原因を究明し、同種事故の再発を防止するため、大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会（以下「本委員会」ということがある。）を設置した。（資料5参照）本報告書は、このような経緯により設置された本委員会の調査・検討結果をとりまとめたものである。

本委員会は、本件事故の「事実関係を明らかにするとともに、原因を分析し今後の防止策を検討する」（資料5「大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会設置要領」第1参照）ことを目的として設置されたものであり、所掌事項は、同第2にあるとおり、本件事故の原因究明及び事故の再発防止策の調査・検討その他必要と認める事項である。

本委員会では、全5回の会議（資料6参照）を行った。本委員会の責務は、再発防止のための具体的かつ実現可能な提案を行うことであり、関係者からの聴取を踏まえて、本件事故に至る過程、原因究明及び再発防止に重点を置いて、公平性・中立性に配慮しながら協議を行った。したがって、本委員会の調査結果が、関係者への民事・刑事上の責任の追及やその他訴訟等への対応を目的とするものではないことを付言しておく。

2 栃木市の学校給食の現状

(1) 各調理場の状況

表1のとおり、市では公立小学校30校、公立中学校14校の計44校の全てで学校給食を提供しており、その提供数は13,000食である。給食を調理する場所は全部で18か所あり、親子方式の調理場が10か所（栃木地域及び西方地域の全ての学校分を調理）、センター方式の調理場が3か所（大平地域、藤岡地域及び都賀地域の全ての学校分を調理）、単独校方式の調理場が5か所（岩舟地域の小中学校で調理）となっている。18か所中、栃木中央小学校給食共同調理場及び栃木第四小学校給食共同調理場の2か所が市直営であり、残る16か所は市が民間業者へ調理業務の委託を行っている。

今回の事故があった大平西小の給食は、大平学校給食センター（以下「センター」ということがある。）で調理された。センターには、所長以下、栄養教諭、学校栄養職員、栄養士（以下「栄養教諭等」ということがある。）の3人の栄養教諭等を合わせて4人の職員がおり、献立の作成、栄養指導及び調理業務の委託を受けた株式会社大高商事（以下「大高商事」という。）の職員への指導監督などを行っていた。

センターでは、大平地域内の小学校4校及び中学校2校の計6校分の調理を行っている。提供食数は18か所のうち最大の2,723食であり、仕様書では25人以上の調理員で調理を行うことが定められている。

なお、事故を受け、市は11月からセンターの委託業者を大高商事から履行保証人である恵産業株式会社（以下「恵産業」という。）に変更し、現在、調理を行っている。

食物アレルギーの対応に関して、センターにはアレルギー対応食を作るための専用室が設置されており、他の調理場と比較して、環境は整備されている。

(2) 各学校における児童生徒の食物アレルギー対応状況

平成30年5月1日現在の市内公立小中学校に通学している児童生徒数は、11,726人であり、そのうち、食物アレルギーのある児童生徒は686人（全児童生徒の約5.9%）である。表2のとおり、食物アレルギーのある児童72人、生徒29人の合計101人が、学校給食で対応しており（全児童生徒の約0.9%、食物アレルギーのある児童生徒の約14.7%）、年々対応者数が増えている傾向にある。

また、給食で対応するレベルは4段階に分かれており、レベル1は詳細な献立表による対応、レベル2は（一部）弁当による対応、レベル3は除去食による対応、レベル4は代替食による対応となっており、市ではレベル4の割合が最も高くなっている。

なお、アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」（商品名、以下「エピペン®」という。）を処方されている児童29人及び生徒6人は、学校への保管又は登校時に持参のいずれかの方法が取られており、緊急時に処置が行えるよう対応している。

(3) 各学校における食物アレルギーに関する研修会の実施状況

表3のとおり、市主催の個別講習会を平成25年度から、小中学校で実施している。また、学校で独自に研修を実施しており、平成25年から6年間の間に、市内44校の全てで、研修が実施されている。

市主催の研修では、指導主事による研修の趣旨説明の後、食物アレルギー専門医による講話及びエピペン®の注射の練習を行い、最後にアクションカードを用いた緊急時のシュミレーションを実施している。

学校が独自に実施する研修では、養護教諭の指導のもとで行われ、エピペン®の注射の練習の他、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」（以下「市マニュアル」という。）に従い、各学校の規模に則したシュミレーションを実施している。

なお、学校における食物アレルギー対応者の増加を受け、教職員の研修への出席者も年々増加しており、平成30年度の出席者は、昨年度比40人増の942人となり、学校においても教職員一人一人の判断力及び行動力が求められ、食物アレルギーに対する認識が高まっていることが伺える。

表1 各調理場の状況

(平成30年5月1日現在)

番号	調理場等名称	調理方式	供給学校	児童生徒数(人)	食数(食)	栄養教諭等(県) [栄養士(市)] (人)	調理員数(人)	食物アレルギー対応室(※2)	備考
1	栃木中央小学校 給食共同調理場	親	栃木中央小	546	851	1	7	コーナー	
		子	南小	227					
2	栃木第三小学校 給食共同調理場	親	栃木第三小	399	740	1	8	備品	
		子	栃木東中	271					
3	栃木第四小学校 給食共同調理場	親	栃木第四小	205	570	1	6	備品	
		子	大宮南小	80					
		子	栃木南中	213					
4	栃木第五小学校 給食共同調理場	親	栃木第五小	480	1,031	1	8	備品	
		子	栃木西中	476					
5	大宮北小学校 給食共同調理場	親	大宮北小	721	830	1	9	-	
		子	国府南小	39					
6	吹上小学校 給食共同調理場	親	吹上小	325	595	1	7	-	
		子	吹上中	213					
7	千塚小学校 給食共同調理場	親	千塚小	146	455	1	5	備品	
		子	皆川城東小	159					
		子	皆川中	92					
8	寺尾小学校 給食共同調理場	親	寺尾小	89	166	1	3	備品	
		子	寺尾中	42					
9	国府北小学校 給食共同調理場	親	国府北小	299	1,001	1	11	備品	
		子	東陽中	621					
10	大平学校給食センター	センター方式	大平東小	268	2,723	2[1]計3	25	専用室	
			大平南小	345					
			大平西小	398					
			大平中央小	632					
			大平中	341					
			大平南中	517					
11	藤岡学校給食センター	センター方式	藤岡小	257	1,178	1[1]計2	13	コーナー	
			部屋小	105					
			赤麻小	164					
			三鴨小	184					
			藤岡第一中	291					
			藤岡第二中	56					
12	都賀学校給食センター	センター方式	合戦場小	342	1,110	2 (※1)	15	コーナー	
			家中小	162					
			赤津小	121					
			都賀中	353					
13	西方小学校 給食共同調理場	親	西方小	217	493	1	9	コーナー	
		子	真名子小	44					
		子	西方中	161					
14	岩舟小学校	単独校方式	岩舟小	431	465	0	6	-	
15	静和小学校		静和小	239	262	0	5	-	
16	小野寺南小学校		小野寺南小	77	96	0	2	-	
17	小野寺北小学校		小野寺北小	28	44	0	2	-	
18	岩舟中学校		岩舟中	350	390	1[2]計3	6	-	
合計				11,726	13,000	16[4]計20	147		

※1 栃木県の栄養教諭等が1人多く配置されている。

※2 専用室…食物アレルギー対応の専用室有り コーナー…食物アレルギー対応のコーナー有り

備品…食物アレルギー対応コーナーはないが、電子レンジ等の対応用の備品有り

表2 平成30年度学校給食における児童生徒の食物アレルギー対応状況調査結果

(平成30年5月1日現在)

◎学校給食で対応している児童生徒

	対象人数	給食対応レベル				管理指導票またはそれに準ずるものの提出	エピペン®所持
		1	2	3	4		
小学校合計	72	5	7	10	50	72	22
中学校合計	29	2	3	2	22	29	2
合計	101	7	10	12	72	101	24

レベル1 詳細な献立対応

レベル2 弁当対応

レベル3 除去食対応

レベル4 代替食対応

【エピペン®所持校】

エピペン®所持校	所持人数	エピペン®所持校	所持人数
栃木中央小	1	皆川中	1
栃木第五小	1	大平南中	1
南小	1	中学校計	2
大宮南小	1		
大宮北小	2		
千塚小	2		
国府北小	1		
大平東小	2		
大平南小	4		
大平西小	2		
藤岡小	1		
合戦場小	2		
西方小	2		
小学校計	22		

合計 15校 24名

◎学校給食で対応していない児童生徒

	対象人数	対応しない理由			管理指導票またはそれに準ずるものの提出	エピペン®所持
		A	B	A+B		
小学校合計	371	187	170	14	235	7
中学校合計	214	83	114	17	172	4
合計	585	270	284	31	407	11

給食提供無しの食材の場合…A

保護者の同意のもと自分で管理している場合…B

【エピペン®所持校】

エピペン®所持校	所持人数	エピペン®所持校	所持人数
栃木第五小	2	栃木東中	1
合戦場小	2	東陽中	1
家中小	1	大平中	1
岩舟小	2	藤岡第一中	1
小学校計	7	中学校計	4

合計 8校 11名

表3 教職員対象の食物アレルギーに関する研修会の実施について

	校内での研修会の実施状況						エピペン®研修出席者数		
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H28	H29	H30
栃木中央小	●	○		○	○	○	44	44	39
栃木三小	●	●	●	○	○	○	27	29	29
栃木四小	○	○	○	○	○	○	24	26	25
栃木五小	○		○	●	○	○	34	32	34
南小			○	○	●		10	14	17
大宮南小	○		○	○	○	○	12	12	14
大宮北小				○	○	●	33	40	41
皆川城東小	○	●	○	○	○	○	17	16	16
吹上小	●	○	○	○	○	○	23	23	23
千塚小			●	○	○	○	20	15	16
寺尾小			○	○	○	○	14	10	11
国府南小	○	○	○	○	○	○	9	11	13
国府北小	●	○	○	○	○	○	25	24	20
大平東小		○	○	○	○	○	22	22	22
大平南小	○		○	○	○	○	25	27	25
大平西小		○		○		○	23	22	27
大平中央小						○	15	19	26
藤岡小	○	○	○	○	○	○	22	18	21
部屋小		○		○	○	○	1	15	15
赤麻小	○	○			○		13	13	18
三鴨小	●	○	○	○	○	○	11	15	16
合戦場小	●	○	○	○	○	○	29	21	23
家中小			○	○	○	○	13	14	18
赤津小		○		○	○	○	13	15	15
西方小	○			○	○	○	21	20	21
真名子小	○	○	○		○	○	9	6	8
岩舟小	○	●	○	○	○	○	28	27	26
静和小	○	○	○	○	○	○	16	15	15
小野寺南小		○	○	○	○	○	14	13	14
小野寺北小			○	○	○	○	12	10	12
栃木東中		●	●	○	●	○	26	26	23
栃木西中	○	●	○	○	○	○	39	36	31
栃木南中				○			2	13	16
東陽中	○	●					30	35	38
皆川中			○	○	○	●	16	16	16
吹上中						○	19	16	16
寺尾中			○	○	○	○	13	13	14
大平中					○	○	12	25	25
大平南中	○	○	○	●	○		19	20	31
藤岡一中			●	○	○	○	26	27	25
藤岡二中	○						5	8	10
都賀中	●		○	○	○	○	28	35	35
西方中			○	○			15	15	14
岩舟中	○	●	○	○	○		30	29	28
計	24	24	31	37	38	37	859	902	942

●市教育委員会主催の個別講習会実施学校

○各学校の個別講習会実施学校

平成30年度は実施予定を含む。

3 事故発生の経過

本件事故の概要については以下のとおりである。

- (1) 発生日 平成30年9月5日水曜日 13時50分頃
- (2) 発生場所 栃木市立大平西小学校
栃木市大平町富田1869番地
- (3) 当日の献立 ごはん、牛乳（※1）、夏野菜カレー（※2）、とんかつ、
ぶどうゼリー入りフルーツポンチ
- (4) 主な経過 表4のとおり

表4

月 日 時 刻	経 過
9月5日 12:40	給食開始 本児童が給食を食べる。
13:10	給食終了 本児童が昼休みに校庭で外遊びをする。
13:50	昼休み終了 本児童が清掃をするため教室前に整列、アレルギーを発症、友達が異変に気づき担任に知らせる。
13:51	担任が本児童のもとに駆け付け、アレルギー症状が出ているのを確認。すぐに保健室に移送、養護教諭に知らせる。教室に戻り、本児童のランドセルに入っているエピペン®を探すが、この日はエピペン®がなかったので、母親に連絡を入れるも不通
13:54	校長が養護教諭から連絡を受け、保健室に駆け付ける。アレルギー症状を起こしていることを確認したので、救急車を要請することを養護教諭に指示する。
13:55	担任が父親に電話連絡を入れ、アレルギー症状を起こしたことを報告する。
13:56	学校から栃木市消防本部へ救急車を要請
13:57	担任が再度、母親に電話連絡を入れる。母親が電話に出たので、状況を説明し、エピペン®を持って来てもらうよう伝える。
13:58	栃木市消防署（以下「消防署」という。）岩舟分署の救急隊が、大平西小へ出動

月 日 時 刻	経 過
1 4 : 0 3	栃木市消防本部通信指令課（以下「通信指令課」という。）がドクターヘリを要請する。要請時にドクターヘリは他の事案で出動中であり、事案終了後こちらに向かうこととなる。
1 4 : 0 6	救急隊が到着する。救急隊員に担任及び養護教諭が状況を説明
1 4 : 1 1	母親がエピペン®を持参し到着
1 4 : 1 2	救急救命士により本児童へエピペン®の処置
1 4 : 1 7	ドクターヘリの要請をキャンセルする。
1 4 : 1 8	自治医大へ救急車で搬送。母親が付き添う。
1 4 : 2 0	教頭がセンターに事故の連絡を入れる。
1 4 : 4 4	救急車が自治医大に到着。点滴等の治療を受ける。
1 6 : 2 0	市保健給食課課長、課長補佐、センター所長、大高商事職員、公益財団法人栃木県学校給食会（以下「給食会」という。）職員が大平西小学校へ来校し、アレルギーを起こした原因が、カレーウのピッキング（該当の品物を取り出す作業）ミスと調理員の確認不足であることを謝罪
1 8 : 3 0 頃	本児童と保護者が、治療を終え自治医大から帰宅
1 9 : 0 0	保護者来校 校長室で関係職員から事故の概要説明を聞き、今後の対応について協議
2 1 : 0 0	協議終了、保護者帰宅

※1 本児童においては、食物アレルギー対応のため自宅から豆乳を持参

※2 本児童においては、食物アレルギー対応のための代替食として、乳成分の入っていない給食用カレーフレークで夏野菜カレーを調理することになっていた。

4 事故結果の分析

この事故は、アレルギー対応食として作るはずであったカレーを、結果的に食物アレルギーに対応していないカレーを調理、配膳し、本児童がこれを食べたことにより起こった事故である。なぜ、アレルギー対応食でないカレーを作ってしまったのか、順を追って検証する。

(1) 市保健給食課（以下「所管課」という。）の対応

所管課では、文部科学省監修の下、平成20年に公益財団法人日本学校保健会が発行した「学校給食のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を遵守し、平成25年8月に市マニュアルを作成した。

そして、文部科学省の「学校給食のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」（平成27年2月）、「学校給食における食物アレルギー対応指針（以下「対応指針」という。）」（平成27年3月）及び栃木県の「栃木県学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」（平成28年2月）の発行時や必要に応じて、毎年見直しを行っている。

また、栃木市医師会や医療機関の協力を得て、医師の正しい診断の基で食物アレルギー対応ができるように「学校生活管理指導表手数料の助成」及び「食物アレルギー対応アドバイザーによる相談」を実施し、食物アレルギーのある児童生徒へ対応している。

各調理場では、市マニュアル等を遵守して食物アレルギーの対応や緊急時の対応をすることになっていたが、事故は起きた。

事故が起きる前の大高商事の人員体制については、平成29年4月の業務委託開始当初から、仕様書で定めている25人の体制をほとんど維持することができず、人員不足の状態で行っていた。

現場を預かるセンターは、毎月提出される業務完了届などから、契約違反の実態を把握し所管課が大高商事に対して指導を続けていたが、人員配置改善計画書の提出があったのは平成30年3月であり、安全な給食に対する意識と責任感が希薄であったと言わざるを得ない。

その後も、事故が起きるまで毎月2日から3日程度、人員不足の状態があったものの、センターから所管課への相談はなく、指導も行われなかった。

(2) 献立の作成及び商品の発注

当日の献立は、平成30年6月5日にセンターに勤務する栄養教諭によって作成され、大平地域の献立作成会議において正式に決定した。その後献立表での原因食物チェック及び詳細献立作成を経て、平成30年7月20日までにアレルギー対応食について保護者の承諾を得ている。

保護者の承諾を受けて、センターの栄養教諭が平成30年7月25日に給食会に対し商品を発注しており、給食会においてもその後の受注、在庫確認等についての処理が行われていた。

なお、本児童への学校給食については、入学後からレベル4（代替食対応）で対応しており（表2参照）、代替食について、文部科学省の対応指針では、「原因食物が入っている料理と、除去した料理で形を変えてわかりやすくします。」と示されている。

本来は、当日の献立である夏野菜カレーの代替食として、カレー以外の献立を作成するか、又は弁当対応のいずれかにする必要があった。しかし、センターでは、大高商事の人員体制に不安を抱いていたために、対応指針に則した献立を作成することができなかった。

(3) 商品の納品及び配送

有限会社栃給運輸（以下「栃給運輸」という。）は、給食会との間で物資の輸送と保管に関する委託契約を結んでおり、給食用食品の仕分け及び配送を担っている。

平成30年9月5日の給食については、3日に給食会が納品書と車輛別集計積載表を発行し、栃給運輸に渡しているが、栃給運輸の職員が食物アレルギー対応の乳抜きのカレールウを納品しなければならないところを、誤ってアレルギー対応でない乳入りのカレールウを納品している。これは、ピッキング時に起きた単純なミスであり、商品を倉庫からピッキングする職員が、車輛別集計積載表を確認しながら、車輛別集計積載表に書かれた商品名と別の商品を認識し、ピッキングしてしまったことが、事故の発端である。なお、この作業は担当する職員が1人で行っていたため、別の職員のチェックがあればとも考えられる。

職員にピッキングされてパレットに載せられた商品は、次に、運転手によってロールボックスパレット（かご台車）に移される。移す際に、納品書に書かれた商品名を基に、商品名と商品をしっかりと突合して確認することになっているが、確認は行われなかった。

4日に、誤った商品をセンターへ運んでいるが、この際も運転手は商品を運んだだけで、センターでの商品確認、検品は行っていなかった。さらに、大高商事の職員は、物品受領書に受領のサインをしているが、この際に商品の確認は行っていなかった。

(4) 検収、納品確認及び調理

大高商事の職員は、栃給運輸が運んできた商品を検収しているが、この時の検収についても検収表と商品を突合しての確認を行っていなかった。また、検収表の記載にも誤りがあり、検収業務に対する意識が低いことが伺える。

5日に、大高商事の職員が食物アレルギー用の調味料から計量を実施しているが、この際にも食物アレルギー対応のカレールウはハウス食品株式会社のもの、食物アレルギー非対応のカレールウはエスビー食品株式会社のものという固定した認識のもと、原材料名などは確認せずに調理を進めており、最終的にはアレルギー対応食のカレーを調理しているつもりで、食物アレルギーに対応していないカレーを調理してしまい、配送業者へ渡したことになる。

聞き取りの中では、カレールウのパッケージの色が違うというその場にいた別の大高商事職員の声もあっただけに、商品の確認が確実に行われていれば、事故を未然に防ぐことができた。

(5) アレルギー発症後の対応

大平西小では、異変に気付いた友達がすぐに担任の先生を呼び、担任が本児童の様子を確認した後、すぐに保健室へ本児童を移送するなど、学校内の連携は取れていた。学校内での研修等による意思疎通ができていたことで、消防への通報もスムーズであった。

問題は、アナフィラキシーと疑ったにもかかわらず、学校にエピペン[®]がなくエピペン[®]の処置が的確に出来なかったことである。本来ランドセルに入っているはずの物がなかった結果ではあるが、登校時に確認し、エピペン[®]がなければ届けてもらうなどの対応が取れた可能性がある。

通信指令課では、大平西小からの119番を受けた後、最寄りの消防署大平分署が出動中であったため、速やかに2番目に近い消防署岩舟分署へ連絡し、出動となった。

また、状況確認の結果、アナフィラキシーショックを疑いドクターヘリの手配を行うなど、その手順は適切に行われた。

消防署岩舟分署では、通信指令課からの出動指令を受け、現場へ速やかに到着することができた。大平西小へ到着後、児童の容体を確認するとともに、母親が持ってきたエピペン[®]で、的確に処置を行うなど救急救命士としての業務を遂行した後、自治医大へ搬送しており、その手順は適切に行われた。

以上のことから、給食業務の受託者に問題があったものの、市が業者を指導する立場にありながら、指導が至らなかった点について、監督責任を受け止めなければならない。

5 改善策

市及び関係業者は、本件事故発生直後からいくつかの改善策に取り組んでいる。
市及び関係業者が実施した改善策の主なものは以下のとおりである。

(1) 市が行った改善策

① 研修会の開催

平成30年9月17日に、NPO法人アレルギーを考える母の会代表理事園部まり子氏を招き、食物アレルギーに関する研修会を開催し、関係業者、調理業務委託会社及び栄養教諭等93人が出席した。

研修では、食物アレルギーの子を持つ保護者からの相談や全国の事例について紹介され、食物アレルギー対応は「命と安全を守る」ことを最優先に、職員が思い込みで行動せず情報を共有し、共通理解のもとで業務に当たる重要性についての講話があった。

研修後、調理委託業者の職員は、「①納品検収について確認した結果について（これまでの対応方法、今後の対応方法）」、「②伝達講習をした結果について」、「③落とし穴はないか」、「④食物アレルギー研修会の内容について感想」のレポートを提出し、所管課がレポートを確認の上で職員に対する指導を実施した。

② エピペン®を学校で保管していない児童生徒への対応

エピペン®を登校時に持参する児童生徒がいる学校に対し、毎朝忘れずに持参しているか確認をするよう指示を行い、学校での対応について確認した。

③ 市内各給食調理場への指示

事故が起きる前は、食物アレルギーに対応した商品とそれ以外の商品を同時に発注処理しており、伝票上もアレルギー対応食であることが明記されていなかったため、伝票から食物アレルギーに対応した商品を探すことが困難だった。

そのため、センターでは、発注時にアレルギー対応食とそれ以外の商品は分けて発注を行うようになり、伝票上も備考欄にアレルギー対応食であることが明記され、配送時及び検収時に容易にチェックできるよう改善された。

センターでの取り組みを受け、食育研究会（※市内所属の栄養教諭等17人で組織され、学校給食や食育に関する課題の理解及び情報共有行い、担当者の資質向上を図るもの）において、発注時にアレルギー対応食とそれ以外の商品を分けて発注を行うよう事務の統一を図るとともに、所管課では、実施状況について、定期的に巡回確認を行う管理体制に見直した。

④ 大平学校給食センターの調理委託業者の変更

市はセンターの学校給食調理業務に関して、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間、大高商事と委託契約を結んでいたが、事故を受け、学校給食業務の安全かつ適切な提供が困難と判断し、契約の履行保証により、平成30年11月1日から委託業者を恵産業に変更した。

⑤ 大平学校給食センターの調理委託業者への指導

業者変更の前後に、所管課が恵産業への確認指導を実施した。

センターに搬入された商品の検収については、食物アレルギー対応等責任者が、アレルギー対応食は普通食とは違う色の検収表に記入、検収もアレルギー対応食は別に指さし声出し確認をして検収記録をし、食物アレルギー調理専用室へ直接アレルギー対応商品を持って行くことにした。

計量については、食物アレルギー調理専用室で食物アレルギー対応等責任者が行い、指さし声出し確認をして記録をすることにした。

⑥ 来年度以降の食物アレルギー対応

原因食品については、市マニュアルに準じて各調理場や学校ごとに対応する食品を決定しているが、食育研究会での協議結果、平成31年度（2019年度）以降は、安全性の観点から、原因食品が間違いなく入っていることが分かる「表示義務のある特定原材料7品目」及び「表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの20品目」のうち、調味料まで影響しない12品目（卵、乳、えび、かに、いか、オレンジ、牛肉、さけ、さば、鶏肉、豚肉、もも）について対応することに変更し、統一を図ることとした。

原因食品を絞り込むことで、食物アレルギーに対応した給食の調理について、安全性の向上が図られる。

また、学校給食のカレーについては、乳なしのカレーを市の標準献立とするなど、対応指針に則した対応を改めて徹底することとした。

⑦ 給食会への立ち入り検査

平成30年11月14日に、所管課による確認指導を実施した。

職員が棚から商品を取り間違えないように、事故時は1人でピッキングする作業だったところ、2人1組で作業に当たり、車輛別集計積載表を1人が読み上げて、もう1人が商品を手に取り指さしと商品名・規格・数量の声出し（以後「同作業」とする）をしながら集荷、商品が揃ったら、担当を交代して、再び次の車輛別集計積載表で同作業をしている様子を確認した。

その後、事故時は運転手2人で車輻に積み込んでいた作業を、職員1人と運転手3人の作業とし、職員が車輻別集計積載表を読み上げ、運転手3人で同作業、その後、職員が納品書を読み上げ、運転手3人で同作業を行い調理場別にし、最後に運転手3人で同作業を行い、車輻に積み込む作業を確認した。

また、アレルギー用として注文したものも、同様の手順で実施し、アレルギー専用箱に入れたところも確認をした。

今後も定期的に、給食会への立ち入り検査を実施する予定である。

(2) 給食会が行った改善策

栃給運輸が配送する際、アレルギー対応商品について、識別できるように箱を別に用意した上で、アレルギー対応商品であることを箱に表示するよう指示をした。

また、食材の積込みの際に、作業が適切に行われているかを確認するため、平成30年10月から月1回栃給運輸への査察を実施しており、査察結果について市へ報告している。

(3) 栃給運輸が行った改善策

商品の保管場所については、棚番で管理しており、アレルギー対応食の保管場所について表示は特に行っていなかったが、事故を受けて、アレルギー対応食を保管する場所について、表示を行うようになった。

また、以前は1人で商品の確認、チェック、積込みの作業を行っていたが、2人1組でピッキングの作業を行うとともに、チェック回数を増やし対応するようになった。積込みの前の確認は、職員1人と運転手3人も含め4人体制で確認を行っている。

さらに、給食会の指示のもとで、アレルギー対応食については専用の箱を用いて配送し、アレルギー対応商品であることが分かるように、専用箱へ表示も行っている。

6 提言

前項の改善策と本委員会の提案する再発防止策が並行して取り組まれていくことが必要であり、以下に本委員会の再発防止のための提言を記す。

(1) 安全な給食を提供する組織づくり

① 市による指導監督体制の充実

今回の事故について、まずは市の監督責任について触れなければならない。各種マニュアルの整備、教職員、栄養教諭等及び調理員（市職員）対象の研修の実施、調理場の巡回指導などを実施していたが、事故は起こった。

事故の背景には、所管課の危機感が欠如していたと言わざるを得ない。センター及び所管課は、大高商事の人員不足が常態化し、適正な調理業務に支障をきたしていることを知りながら、この問題を一年間も先送りしていた。出先機関の監督と課内の連携強化は、喫緊の課題であり、職員の意識改革と組織強化に向け、市全体として取り組まなければならない。

特に、事故結果の分析で触れたように、市が業務委託を行っている以上、市には業者を指導監督する責任がある。市直営の調理場も含め、全18か所の調理場では、事故の直後のため緊張感を持って業務に当たっているが、月日の経過とともに、緊張感が薄れることのないよう、定期的な指導のほか抜き打ちチェック等に取り組むとともに、改善指導に応じない業者に対しては、履行保証などの措置を講じる必要がある。

また、アレルギー事案を含む全てのヒヤリハット事例が発生した際の対応については、市マニュアルに記載されているが、発生した際は所管課で速やかに情報を収集し、研修や打合せ等において、調理業務に携わるすべての職員が、事例を共有できるように指導を行い、日常業務に活かす必要がある。

② 安全安心な学校給食業務の委託契約

市の学校給食業務は、直営の2調理場を除き、16調理場で業務委託を行っており、所管課が業務委託仕様書を作成し、一般競争入札により業者を決定している。給食業務に関しては、多数の業者が存在しており、市が業務委託を行っている16調理場について、9事業者と委託契約を結んでいる。

本児童の家族からは、プロポーザル方式で業者を選定し、安全性及び安定性を確保してほしいとの要望があった。大事なことは、安全安心な学校給食を提供することであり、そのためには、所管課が作成する業務委託仕様書に、業務遂行に必要な手順及び必要な人員体制の確保など詳細な内容を記載し、決定した業者に、仕様書の内容を遵守して業務に当たるよう、所管課による指導監督を徹底することである。

業者の選定に当たっては、プロポーザル方式を含めて、よりよい方法で業者を選定し、安全安心な学校給食の提供に向けて、取り組む必要がある。

③ 栄養教諭等の増員

各調理場の栄養教諭等については、栃木県が定める教職員配当基準に基づき、配置数が定められている。共同調理場では、学校給食を受ける児童生徒数が、1,500人以下の場合に1人、1,501人から6,000人までの場合に2人配置される。

本市においては、16人の栄養教諭等と4人の栄養士（市の臨時職員）の20人が給食業務に携わっているが、食物アレルギーの対応者が増加傾向にある現状から、負担は大きくなってきている。

栄養教諭等の増員について、国の基準の見直しに向けて県へ要望するとともに、市が栄養士を採用する等人的体制の増強が必要である。

(2) 情報の共有

① 調理場職員が行う研修の確認

市が学校給食調理業務を委託するに当たり定めている仕様書では、「文部科学省学校給食調理従事者研修マニュアル」（平成24年3月発行）（以下「研修マニュアル」という。）に準ずる研修を年3回以上、延べ6時間以上実施し、終了後に報告すると定められている。研修マニュアルには食物アレルギーについて触れられているが、詳細に書かれていないため、委託業者が、市の仕様書から研修すべき内容を理解することが困難である。

そこで、仕様書の中でも食物アレルギーに関する研修の実施を盛り込むとともに、研修実施報告書の様式にも食物アレルギーについて記載し、職員が食物アレルギーに関しての意識を高く持てるよう指導する必要がある。

② 市マニュアルに則した学校給食事務書類の統一化

市マニュアルにおいて、食物アレルギーの調査票や記録票などの様式について定めているが、詳細献立表などは各学校や各調理場で統一されていないのが現状である。教職員や調理員が職場を異動する際に、今までと違う様式で書類を作成する場合等、書類作成や書類の確認に時間を取られ、調理業務に影響が出てしまってはならない。

市マニュアルで統一した様式を定め、市全体で使用し、事務を標準化することで、事務の効率化と負担の軽減を図り、時間にゆとりをもって調理業務等に専念することができるよう、様式等の統一を行う必要がある。

(3) 学校内における安全性の確保

① 緊急時における対応

食物アレルギーによるアナフィラキシー（ショック）を発症した際、速やかな処置が必要である。血圧が下がり、意識障害などがみられる「ショック」の状態にある患者の救命率は、エピペン®を早急に投与できるか否かで大きく異なる。

今回の事故のケースでは、本児童のエピペン®が手元になく、投与されるまで時間がかかったが、大平西小では、日頃からエピペン®の重要性について研修や打合せ等で認識しており、速やかに家族への連絡を行い、対処することができた。

万が一事故が起こった時に、直ちに適切な処置を行うとともに、所管課へ報告を行えるよう、市内各学校で緊急時の対応について、再度確認をする必要がある。

② エピペン®保管のルールの一統化

市のマニュアルでは、エピペン®を所持している児童生徒がいる場合に、保護者と面談を実施した上で対応方針を定めているが、エピペン®の保管場所についての明確なルールは定めていない。

そこで、エピペン®を処方された児童生徒に関して、1本は学校で保管することを原則とすることを市マニュアルに明記し、保護者に理解を求める必要がある。

また、校外活動等で学校を離れる場合は、原則家庭にあるエピペン®を、処方を受けた児童生徒が所持して学校へ登校し、担当の教職員が確認をすることを市マニュアルに明記し、学校にエピペン®がないという状況を生じさせないよう取組む必要がある。

7 おわりに

食物アレルギーを持つ子どもの数は、全国で増加しているが、今後も学校給食に限らず、学校生活の中で、アレルギーが原因となる事故は絶対に起こしてはならない。

本委員会では、本児童の両親から事故への思いについて、聞き取りを行った。そこでは、本委員会へのいくつかの要望とともに、未だに身体的、精神的に癒えることのない苦しみを抱えていることが伝えられた。

本児童は、給食が大好きで、楽しみで、一度も残したことがなかった。事故後は、給食を食べることができないでいる。本当は、みんなと一緒に給食が食べたいはずという両親からの訴えは、本委員会でも重く受け止めている。

学校給食は、子どもたちにとっては楽しみである一方で、アレルギーのある子どもにとっては、一つ間違えば、命の危険があるということを、学校給食に関わるすべての者が、決して忘れてはならない。

全ての児童生徒が、クラスの人々と笑顔で給食の時間を過ごせるよう、市は本件事故を真摯に受け止め、事故後すぐに取り組んだ改善策とともに、本委員会の提言に基づいた再発防止策に積極的に取り組み、安全でおいしい給食の提供に万全を期すことを切に要望する。

大平西小学校の状況

(1) 規模等の状況

- ① 施設名 栃木市立大平西小学校
 ② 所在地 栃木市大平町富田 1 8 6 9 番地

(2) 職員、児童の状況（平成 3 0 年 5 月 1 日現在）

① 職員数 3 0 人

校長	教頭	教諭	養護 教諭	総括 技能員	事務員	非常勤 臨時等	合計
1 人	1 人	1 6 人	1 人	1 人	1 人	1 0 人	3 0 人

② 児童数 3 9 8 人

学年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
児童数	6 9 人	6 7 人	7 1 人	5 3 人	6 1 人	7 7 人	3 9 8 人

大平学校給食センターの状況

(1) 規模等の状況

- ① 施設名 栃木市大平学校給食センター
- ② 所在地 栃木市大平町蔵井 2 0 2 6 番地 1 3
- ③ 開設 平成 2 6 年 7 月
- ④ 延床面積 1, 9 0 2 m²
- ⑤ 特徴 市内最大の調理食数 (3, 0 0 0 食)
アレルギー対応専用室有り (市内唯一)

(2) 大平学校給食センターの状況 (平成 3 0 年 1 1 月 1 日現在)

① 職員数 4 人

所長 (市正職員)	栄養教諭 (県正職員)	学校栄養職員 (県正職員)	栄養士 (市臨時職員)	合計
1 人	1 人	1 人	1 人	4 人

② 業務委託職員数 3 0 人 (恵産業) 正社員 1 4 人 パート 1 6 人

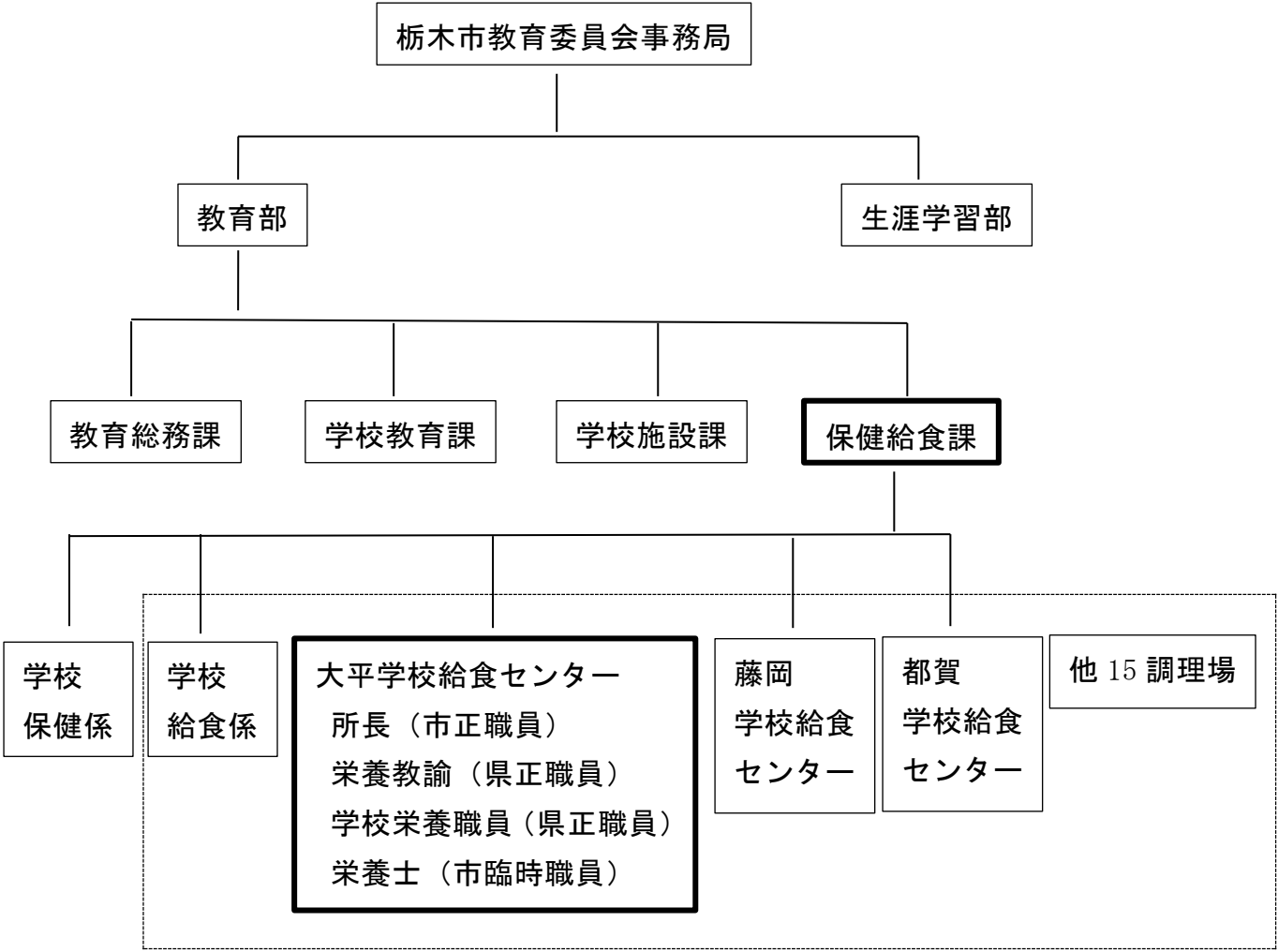
責任者	副責任者	食物アレルギー 等対応責任者	調理員 (パート職員)	合計
1 人 (栄養士)	2 人	2 人 (栄養士)	2 5 人 (1 6 人)	3 0 人

③ 業務委託職員数 2 8 人 (大高商事)

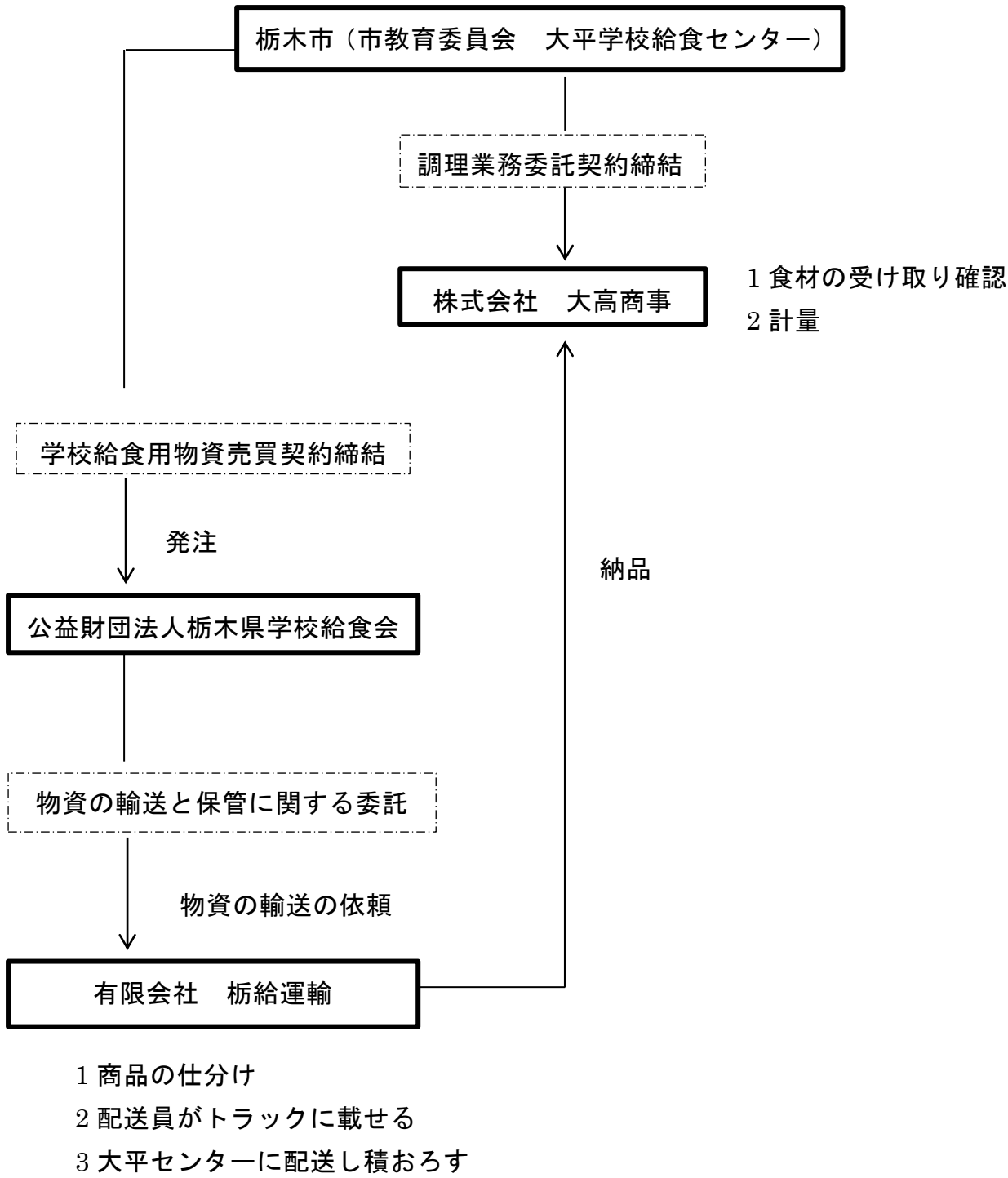
正社員 1 0 人 パート 1 8 人 (平成 3 0 年 1 0 月 3 1 日時点)

責任者	副責任者	食物アレルギー 等対応責任者	調理員 (パート職員)	合計
1 人	1 人	1 人 (栄養士)	2 5 人 (1 8 人)	2 8 人

組織図



相関図



本件事故の経過

6 月 5 日 【センター】

栄養士が 9 月分の献立を作成（職員 A）

献立作成会議にて献立決定

（職員 A・B・C 及び給食主任（9 月分は大平南小教諭））

25 日 決定した献立から 9 月使用分の商品内訳表（商品の原料、栄養成分、アレルギー物質等が記載されたもの）の提供を給食会へ依頼（職員 C）

7 月 6 日 9 月分献立表の原因食物チェック（職員 C）

9・10 日 詳細献立作成。対応食について相談（職員 A・B・C）

11～13 日 献立対応予定と提供チェック票（以下「提供チェック票」という。）及び栃木市学校給食アレルギー対応実施承諾書（以下「承諾書」という。）を作成（職員 C）

13 日 9 月分のアレルギー対応書類（提供チェック票、承諾書、詳細献立表及び商品内訳表（以下「対応書類等」という。））の起案（職員 C）

14・15 日 対応書類等の確認（職員 A・B）

16 日 対応書類等の訂正（職員 C）

17 日 対応書類等の決裁。決裁後対応書類等を大平西小へ送付（職員 C・D）

【大平西小】

対応書類等を受領（職員 G）後、本児童を通して保護者へ送付

【保護者】

対応書類等を受領

17～20 日 対応書類等を確認し、提供チェック票及び承諾書を大平西小へ提出

20 日 【大平西小】

承諾書を確認（校長・教頭・給食主任・養護教諭）し、センターへ送付

【センター】

提供チェック票と承諾書を受領。献立変更無を確認

25 日 給食会へ乳抜きカレールウを F A X とメールで発注（職員 A）

【給食会】

注文を受領し、受注確認表をセンターへ送付（職員 H）

26 日 乳抜きカレールウの発注処理（職員 H）

発注内容の確認（職員 I・J）

在庫の確認を行い、食品会社へ発注（職員 K）

- 31 日 【センター】
調理作業指示書（調理作業工程表）を大高商事に渡す。（職員 B）
【大高商事】
調理作業指示書（調理作業工程表）を受領（職員 E・F・O）
- 8 月 7 日 【センター】
アレルギー対応食予定表を作成（職員 C）
【大高商事】
アレルギー対応食予定表を受領（職員 E・F・O）
- 27 日 9 月 5 日分のアレルギー対応を含む調理作業工程表（タイムスケジュール）と作業動線図を作成（職員 O）
- 9 月 3 日 【センター】【大高商事】
5 日のアレルギー対応を含む作業の打合せ
（職員 B・C）（職員 E・F・O）
【給食会】
乳抜きカレールウの納品書を発行するとともに、栃給運輸に対し、
車輛別集計積載表を発行し送付（職員 L）
【栃給運輸】
車輛別集計積載表をもとに、センターが含まれているコースのパレットに乳抜きカレールウを載せるべきところを、納品書と品物の確認を怠ったため、乳入りのカレールウを載せてしまった。（職員 M）
パレットに載せた商品を、ロールボックスパレット（かご台車）に載せる際も、納品書と品物の確認を怠ったため、乳入りのカレールウを載せてしまった。（職員 N）
- 4 日 センターへ配送。納品書をもとに、品物を確認しないままトラック
13：30 頃 から乳入りのカレールウを下ろす。（職員 N）
【大高商事】
納品日別に作成した検収表（納入予定業者、商品名及び数量が記載済のもの）をもとに品物を受領したが、確認を怠っていたため、乳入りカレールウを受領し、物品受領書にサインした。（職員 O）
- 5 日 アレルギー対応食の調味料から先に計量するため、計量室で計量を行
8：00 頃 ったが、商品のメーカーのみ確認し、原材料名の確認を怠ったため、
乳入りカレールウで計量してしまった。（職員 P）
- 8：30 頃 朝礼で食物アレルギー対応食の確認を行った。（全員）
- 10：00 頃 食物アレルギー対応食のカレーを乳入りのカレールウで調理
（職員 F・O）

- 10 : 47 コンテナにアレルギー対応食の給食があるか確認し、配送業者に渡す。(職員Q)
- 11 : 00 【配送業者】
 大平西小へ給食を配送する。(職員R)
- 11 : 55 【センター】
 所長が検食を行う。
- 12 : 00 【大平西小】
 校長が検食を行う。
- 12 : 40 給食開始。本児童が給食を食べる。
 (ごはん、夏野菜カレー、とんかつ、ぶどうゼリー入りフルーツポンチ、本児童持参の豆乳)
- 13 : 10 給食終了。昼休みは校庭で遊ぶ。
- 13 : 50 昼休み終了後、清掃のために整列していたところ、本児童が急に泣き出したため友達が担任に知らせる。
- 13 : 51 アレルギー症状が出ていることを担任が確認。すぐに保健室に移送し養護教諭に知らせる。教室に戻りランドセルの中に入っているはずのエピペン®を探すが見当たらず、母親に連絡を入れるも不通
- 13 : 54 校長がアレルギー症状を確認。養護教諭に救急車の要請を指示
- 13 : 55 担任が父親に電話。本児童がアレルギーを発症したことを報告
- 13 : 56 養護教諭が栃木市消防本部へ119番を要請
- 【通信指令課】
 119番入電
- 13 : 57 【大平西小】
 担任が再度母親に電話。本児童がアレルギーを発症したことを報告。状況を説明し、エピペン®を持ってくることを依頼
- 【通信指令課】
 栃木市消防署岩舟分署へ出動指令
- 13 : 58 【消防署岩舟分署】
 救急隊が大平西小へ出動
- 14 : 03 【通信指令課】
 ドクターヘリを要請する。要請時にドクターヘリは他の事案で出動中であり、事案終了後こちらに向かうこととなる。
- 14 : 06 【消防署岩舟分署】
 救急隊が大平西小へ到着
- 14 : 07 救急隊員が本児童の状態を確認するとともに、大平西小の先生から状況の説明を受ける。

- 14 : 11 本児童の母親が到着し、エピペン®を受け取る。
- 14 : 12 救急救命士がエピペン®の処置を実施
- 14 : 17 【通信指令課】
 ドクターヘリの要請をキャンセルする。
- 14 : 18 【消防署岩舟分署】
 自治医大へ搬送。母親が付き添う。
- 14 : 20 【大平西小】
 教頭からセンターへ連絡
- 14 : 44 【消防署岩舟分署】
 自治医大へ到着。点滴等の治療を受ける。
- 16 : 20 【市保健給食課等】
 市保健給食課課長、課長補佐、センター所長、大高商事職員及び給
 食会職員が大平西小へ来校し、事故原因がカレールウのピッキング
 ミスと調理員の確認不足であることを謝罪
- 18 : 30 頃 本児童と保護者が治療を終え自治医大から帰宅
- 19 : 00 【大平西小】
 保護者来校。校長室で関係職員から事故の概要説明を聞き、今後の
 対応について協議
- 21 : 00 協議終了、保護者帰宅

大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
鵜 飼 信 行	栃木市生涯学習部長	委員長
吉 原 重 美	獨協医科大学医学部 小児科学主任教授	医師 (第2回から参加)
大 阿 久 敦	栃木市教育部参事兼学校教育課長	小学校長経験者
永 盛 雅 子	栃木市総務部総務課主幹	弁護士
戸 叶 順 子	栃木市保健福祉部 地域包括ケア推進課長補佐	保健師
古 川 展 依	栃木市保健福祉部健康増進課主任	管理栄養士

大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会設置要領

(設置)

第1 平成30年9月5日に栃木市立大平西小学校で発生した学校給食における食物アレルギー事故（以下「本件事故」という。）について事実関係を明らかにし、原因を分析することにより事故の再発防止に資するため、大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 本件事故の原因究明に関すること。
- (2) 事故の再発防止策に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、生涯学習部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者とし、教育委員会が任命する。

- (1) 医師 1名
- (2) 総務部総務課主幹
- (3) 学校教育課長
- (4) 保健福祉部地域包括ケア推進課保健師 1名
- (5) 保健福祉部健康増進課管理栄養士 1名

(会議)

第4 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月19日から施行する。

大平西小学校食物アレルギー事故調査委員会会議開催記録

	開催日時	開催時間 場 所	出席委員	内 容
第 1 回	平成 30 年 9 月 19 日(水)	午前 10 時 市役所 402 会議室	5 人 (全員)	全体討議
第 2 回	平成 30 年 10 月 13 日(土)	午前 10 時 市役所 402 会議室	5 人 (1 人欠席)	全体討議 関係者事情聴取
第 3 回	平成 30 年 10 月 27 日(土)	午後 1 時 市役所 402 会議室	6 人 (全員)	全体討議 関係者事情聴取
第 4 回	平成 30 年 11 月 12 日(月)	午後 6 時 市役所 402 会議室	6 人 (全員)	全体討議 家族への聞き取り
第 5 回	平成 30 年 11 月 19 日(月)	午後 6 時 市役所 402 会議室	6 人 (全員)	全体討議